

2012/11/10

(報告) 金融・財政危機と欧州統合の行方

高田太久吉 (金融労働研究ネットワーク/参論倶楽部)

I. 金融・財政危機への主要な対応策(2008～2012)

- 2008/12 欧州経済回復計画の導入
- 2010/05 ギリシャへの第一次金融支援策実施 (1100 億ユーロ)
- 欧州中銀による非適格ギリシャ国債買い入れ
 - EFSM(600 億ユーロ)および EFSF(4400 億ユーロ)設立
 - /06 欧州経済金融委員会 (ECOFIN) が「欧州 2020」提案 理事会と合意 (07)
欧州委員会が安定成長協定強化をめざす半期財政評価 (欧州セメスター) 提案
 - /09 欧州委員会が経済政策に関する 6 項目の規制と指令を提案 (Six-Pack)
 - /11 アイルランドに対する金融支援 (850 億ユーロ)
 - /12 欧州安定メカニズム (ESM) の設立 (2012) に関する合意
- 2011/01 欧州セメスター実施 (Annual Growth Survey 作成)
- 「年次成長サーベイ」は、欧州理事会 (首脳会議) の議論のベースを提供
 - /03 Euro Plus Pact 導入
 - /05 ポルトガルへの金融支援実施 (780 億ユーロ)
 - /07 ESM 設立のための欧州条約原案に調印 (欧州理事会)
ギリシャに対する第二次支援策実施 (1090 億ユーロ)
付随して、民間債権者の債権一部カット
EFSF のローン期間延長、格付け要件緩和 (アイルランド、ポルトガルに適用)
EFSF/ESM の機能強化と金融機関への資金注入、国債市場への介入
 - /11 安定成長協定の効力強化をめざす Six-Pack 導入決定
加盟国財政に対する監視強化条項 (Two-Pack) の導入
加盟国の財政計画の事前提出と評価、勧告の仕組み
欧州理事会がユーロ加盟国による共同債発行 (欧州安定債) 提案 (独は反対)
 - /12 ESM を 2012 年 12 月に前倒しで設立することで合意
Six-Pack の前倒し実施 EU 加盟 27 カ国のうち 23 カ国が EDP 対象国に
- 2012/01 ESM 設立のための欧州条約改正が成立
- /02 警戒メカニズムリポートがマクロ不均衡の大きな 12 カ国を認定
 - /03 財政条約 (Treaty on Stability, Coordination and Governance) 調印
 - /06 アイルランド支援資金調達のため ECB 引受け EU 債を 23 億ユーロ発行 (累積 420 億ユーロ)
 - /06 欧州理事会が銀行単一監視機関設立 (銀行同盟) をふくむ統合強化構想提案
 - /07 ESM が前倒しで運用開始

II. 欧州理事会・欧州委員会の EMU 改革構想

2012 年 6 月 26 日付欧州理事会は議長名で EMU 強化に向けた基本構想を提案

European Council、*Towards a Genuine Economic and Monetary Union*, by H. Van Rompuy, President of the European Council

この提案は 4 つの重要提案を含んでいる

- (1) 欧州レベルの統合された金融監督体制の構築（銀行同盟 Banking Union）
- (2) 加盟国及び EU レベルの財政健全化を実現するための統合的財政枠組みの構築（財政同盟 Fiscal Union）
欧州セメスター マクロ不均衡是正手続き 財政赤字是正手続き
- (3) 持続的成長、雇用増加、競争力強化のための統合的経済政策の枠組みの構築
- (4) EMU における意思決定の民主的正当性と説明責任を確保するための方策

（付記）上記の構想は、リスボン戦略を継承する「欧州 2020」戦略の推進という長期的統合戦略の軌道上で、金融・財政危機の克服（銀行救済と財政健全化）と金融的・財政的統合の強化（銀行同盟と安定成長協定の強化）を同時に達成しようとする矛盾した構想。ドイツ主導の統合強化路線は、加盟国、とくに南および東の加盟国がそれぞれの国情に合致した経済再建策を策定することを困難にし、欧州危機の原因である域内不均衡をいっそう拡大し、ユーロ危機と政情不安を高め、EU レベルでの見通しの在る危機克服策をめぐる加盟国の合意形成と実行を困難にする。EU 統合の正当性の危機。

⇒リスボン戦略から「欧州 2020」への経過については高田論文（2012）参照

III 銀行救済から銀行同盟(Banking Union)へ

上記理事会構想によれば、金融市場と金融監督体制の統合は二つの要素を含んでいる。

(1) 統合された単一の銀行監督体制(SSM)の構築

具体的には、域内全域での効果的なプルーデンス政策のルール、リスク管理、危機防止のための方策の確立。このために、欧州中銀に域内全体にわたる銀行監督権限を集中することが必要である。金融政策および銀行監督両面の権限を ECB に集中する。

(2) 域内共通の預金保険制度と破綻処理機構の構築

欧州中銀の監督下にある域内のすべての銀行の預金に欧州レベルで共通の預金保険を付与する。他方、欧州レベルで共通の破綻処理機構は、納税者負担を回避しながら破綻銀行の処理を担当する。預金保険制度も破綻処理機構も、欧州預金保険機構に加盟する銀行からの拠出金で運営されるが、その補償能力、処理能力を担保するために、欧州安定メカニズム(ESM)が財政的な保証を提供する。

このような理事会提案を受けて、欧州委員会は 2012 年 9 月、欧州単一銀行監督体制(SSM)

についての新しい改革案を提案した。(Euro Press Releases, 12 September 2012)

- (1)ユーロ域内における最終的な銀行監督権限を欧州中銀に集中する。ただし、銀行監督に関する日常業務の遂行は個別中銀に委ねられる (FRB 方式)。
- (2)欧州銀行当局(European Banking Authority:EBA)は、全 EU 加盟国に適用される単一監督体制のための監督ハンドブックを作成する。
- (3)欧州理事会と欧州議会は 2012 年中に、預金保険機構、破綻処理機構、銀行資本規制を含む銀行同盟の提案を実施するために必要な措置をとる。SSM は 2013 年 1 月に発足する。
- (4)欧州中銀は金融機関の許認可、資本規準充足、レバレッジおよび流動性基準充足、金融コングロマリットの監督を担当する。欧州中銀は、基準未達銀行に対して介入し、早期是正措置を求める。欧州中銀は EBA と協力して任務を遂行する。EBA は欧州全体に共通な監督ルールを作成する。

(付記) 銀行同盟構想は欧州金融市場の統合に適応する統合的な銀行監督体制の構築および、金融政策と銀行監督の両機能を一元的に欧州中銀に委ねることにより米国 FRB に近い金融制度を目指したと言える。しかし、EU は連邦国家ではなく、合衆国でもない。ドイツ主導の金融制度一元化は、欧州金融市場の統合を加速し、ドイツ大手銀行の南欧・東欧における国際業務を促進すると同時に、今後欧州金融市場にさまざまな矛盾を生み出す可能性をはらんでいる。

IV. 加盟国のマクロ政策への直接的介入の強化 (財政同盟 Fiscal Union)

独仏・トロイカ主導で加盟国のマクロ政策への欧州機関の介入を強めるための制度改革であり、金融財政危機で不備を露呈した安定成長協定の抜本的強化をめざしている。

(A) 欧州 2020 および 欧州セメスター の具体化としてのマクロ不均衡改善手続き (Macroeconomic Imbalance Procedure)

判定指標は、経常収支赤字、単位労働コスト、信用および住宅価格の動向、財政赤字、民間部門赤字、3年平均失業率

2012年2月発行の警戒メカニズムリポートが警戒対象国12カ国を認定

European Commission(2012) Alert Mechanism Report

ベルギー、ブルガリア、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、イタリア、ハンガリー、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス

2012年5月 欧州委員会が詳細監査を実施 6カ国を「重大もしくは非常に重大なマクロ不均衡」を抱えている国として認定

これらの国は改善策の策定と実施について報告義務を負い、欧州委員会の監視を受け、改善が遅滞する場合には処罰 (Excessive Imbalance Procedure) の対象となる。

(一次 強制預金の賦課、二次 最大 GDP の 0.1%相当強制預金没収)

(B)安定成長協定 (SGP) の抜本的強化のための措置

過大財政不足改善手続き (Excessive Deficit Procedure)

参照指標は (1)一般財政赤字が GDP の 3%以内

(2)財政赤字累積額が GDP の 60%以内

(3)たとえ(1)を充足しても、(2)を超える赤字を年あたり 1/20 で削減しない国は EDP に認定される

EDP に認定された国に対する罰則

GDP の 0.2%相当の (非) 付利預金が賦課される。罰則は理事会によりほぼ自動的に課せられる。

すでに EDP 対象になっている国が有効な改善策を実施しない場合には、上記の預金が罰金として没収される。以上の措置は非ユーロ加盟国には適用されない

現在 EU 加盟 27 カ国のうち 23 カ国が EDP リストに挙げられており、その中 5 カ国が財政支援の対象国、ハンガリー、ポーランドなど 4 カ国が基準未達

これらの国に対しては、Six-Pack による追加的罰則 (統合予算分配の差し止め) の実行が示唆されている (この措置は全加盟国に適用される)

(付記) 欧州委員会の説明(Memo/12/7)(January 2012)によれば、EDP は安定成長協定の一部をなし、その是正手段(corrective arm)と見なされる。

V. 東欧への欧州金融業界の支配を強める「ウィーン・イニシアティブ」

欧州委員会は、2010 年 11 月の拡大 EU 政策に関する報告書で、東欧加盟国における欧州構造基金(European Structural Funds)の運用をめぐって、新しい提案を行った。

EU Commission, *Investing in Europe's Future :Fifth Report on Economic, Social and Territorial Cohesion*,(November)

EU は 2007 年以降の拡大政策に合わせ、2007~13 年の期間に新しい加盟国の EU への統合を進めるための 3 つの構造基金 (総額 1780 億ユーロ EU 予算の 35%相当) を開設し、新しい加盟国の経済発展と雇用確保を促進する政策を進めた。

三つの基金は、欧州地域発展基金 欧州社会基金 統合基金
ところが、もともと経済支援を必要とするルーマニア、ラトビア、ハンガリーなどの諸国では、割り当てられた基金の活用が、手続き問題、投資機会の欠如他の理由で低迷し、経済統合に必要な成長率、競争力の引き上げに貢献しなかった。

さらに、2007 年から顕在化した国際金融危機の影響で、東欧諸国では金融・経済危機が深刻化し、構造基金の運用体制を見直す必要が生じた。こうした問題を改善するために、2009 年初頭に、欧州委員会、欧州復興開発銀行、IMF などの肝いりで、構造基金の運用、管理、アセスメントを民間銀行に委託する仕組み (ウィーン・イニシアティブ) が組織された。さらに、2008 年以降欧州の金融財政危機が深刻化し、拡大するという状況を受けて、とりわけ東欧地域に進出している西側の銀行の活動機会を拡張し、合わせて構造基金の効

果的な活用を促す目的でウィーン・イニシアティブ2が打ち上げられた。

(参考資料) EBCI(2011)、*The European Bank Coordination (Vienna) Initiative*, (March)

(報告のまとめ)

1. EU 統合は現在、中期的な構想としては、リスボン戦略 (2001~2010) の失敗と世界不況をうけて打ち出された「欧州 2020 戦略」(2011~2020)の途上にある。これは、教育改革、R&D 投資、貧困問題への取り組み、環境に配慮した成長戦略などを掲げているが、その基本的な目標は欧州財界の要求に沿った労働市場流動化と金融市場統合である。言い換えると、現在経済危機と政治不安に苦しむ南欧と東欧の加盟国の経済を欧州機関の管理下に組み込み、労働市場自由化を含む市場統合をより高いレベルに引き上げることで「安定化」させ、制度とインフラの両面で、銀行を含む欧州多国籍企業の域内での経営環境を整備することである。(欧州型「ワシントンコンセンサス」の形成)。
2. しかし、金融・財政危機への対応に追われる過程で、長期的成長戦略の展望が見失われ、金融・財政危機対応策(銀行支援と財政支援)を通じて、ECB を含む EU 機関の権限強化と権限集中、財政赤字とマクロ不均衡を抱える加盟国への監視・締め付けの強化が打ち出されている。目下の EU 改革の二本柱を構成するのは、金融・財政危機への対応と危機再発防止を掲げて、EU レベルの金融監督体制の統合をめざす改革(銀行同盟)と、加盟国の経済主権をより一層制限し、加盟国のマクロ経済政策への EU 機関の介入を強化するための安定成長協定の強化(財政同盟)である。この意味で、「欧州 2020」戦略はすでに破綻しつつあると言える。
3. こうした金融と財政両面での統合政策の推進にともなって、EU におけるドイツ主導の傾向が強まっている。EU の基本的な危機対応策と改革構想の策定を主導しているのは、フランクフルト・グループと呼ばれる、一握りの政治家と EU トップ官僚のサークルと言われているが、中心はドイツ政府と IMF である。
4. このような欧州財界、ドイツ、欧州機関主導の制度改革が進められる場合には、加盟国、とりわけ財政不均衡やマクロ不均衡を抱える南と東の加盟国は、独自の経済政策の実施が著しく困難になり、欧州機関による一律的で実情を無視した緊縮政策の押し付けにより、経済回復の遅れ、投資停滞と失業率の上昇、結果としては財政不均衡とマクロ不均衡の一層の深刻化を招来し、ユーロ危機と欧州全体の政治不安を高める可能性が大きい。さらに、このような欧州統合は、独・仏間の政治的矛盾を顕在化させ、欧州における宿痾ともいふべき「ドイツ問題」の顕在化と欧州統合の理念・正当性喪失を引き起こす可能性を含んでいる。
5. 南欧や東欧だけではなく、フランスをふくむ中軸国でも、非現実的で自滅的な緊縮政策と金融不安定を拡大する金融市場統合ではなく、雇用の回復をテコとする経済回復を図る必要がある。30 年代恐慌の経験によれば、構造的な不均衡に根ざす経済危機を克

服するためには、GDP比50%程度の政府支出を必要とすると言われているが、問題は単に政府支出の規模ではない。現在の経済危機克服のためには、政府支出は単に「有効需要」の創出だけを目的にするのではなく、なによりも積極的な雇用創出と経済格差の是正に結びつくものでなければならない。大手企業による積極的な雇用増加が期待できない見通しのもとで、従来型の経済成長に依存しない多様で「人間的」な雇用形態を創出するための政策が優先されるべきである。また、製造業でもサービス業でも、企業ベースでは労働生産性の上昇に見合う賃金上昇と雇用安定が必要条件である。

6. 雇用と賃金の確保、格差是正を進めるためには、欧州レベルでの労働組合による適切な賃金・雇用政策の提案と、その実現をめざす連帯した運動が必要である。しかし、欧州労働組合連合(ETUC)を中心とする大手労組はEU機関との「社会的対話」を通じる発言の確保に期待を寄せて、欧州財界と欧州機関官僚の合作であるリスボン戦略に沿った欧州統合に賛同してきた。金融・財政危機後の欧州統合の主目標の一つが、欧州型ワシントンコンセンサスにもとづく欧州レベルでの労働市場の自由化・流動化にあることを念頭において、労働組合が共通の目標で欧州レベルの連帯した運動を構築することが、労働者の権利と雇用と確保だけではなく、経済危機の克服のためにも不可欠の課題になっている。

7.

なお、欧州統合をめぐる欧州労組の対応は、以下の資料を参照されたい。

欧州統合における欧州労働組合の対応

高田太久吉（金融労働研究ネットワーク）

（報告要旨）テーマの解題

1970年代を通じて遅々たる歩みを続けていた欧州統合は、1980年代に入って独仏間の政治経済的妥協が醸成され、ドロール委員長のイニシアティブのもとで、欧州単一市場から経済通貨同盟(EMU)へと急速な展開を示すようになった。その背景には、IMF体制崩壊、石油ショック、70年代スタグフレーション、世界的な経済成長率の低下、さらに経済のグローバル化と国際競争の激化などに表れた戦後資本主義の構造変化に直面した欧州多国籍企業経営者が、資本蓄積と競争力確保のために、欧州レベルの市場枠組み（欧州単一市場）と、その効率性を支える欧州レベルのインフラ構築を急ぐ必要があったという歴史的事実が働いていた。

欧州多国籍企業の要求は、欧州産業人円卓会議(ERT)と呼ばれるエリート経営者のロビー組織をテコとして欧州機関と欧州政治家に伝えられ、その結果、欧州統合の目標と行程がERTを中心とする欧州財界の要求に沿って設定され、実施される傾向が強まった。このような傾向は、経済のグローバル化を推進する米国財界およびIMFなど国際機関によっても歓迎された。こうして、欧州統合の理念は、当初の「欧州平和の確保」あるいは「欧州社会モデルの確立」から、欧

州多国籍企業のための経済統合と競争力強化におきかえられ、市場統合における「社会的次元」の諸課題は優先度を大きく下げた。

このような欧州統合の軌道転換を象徴するのが2000年3月の「リスボンアジェンダ」であった。リスボンアジェンダは経済のグローバル化と知識依存型経済への移行が急激に進んでいるという財界と欧州官僚の認識に立って、2010年までに欧州を「世界でもっとも競争力のある、動態的で知識依存型の経済」に転換するという戦略的課題を打ち出し、競争力強化のための研究開発と構造改革（欧州型社会モデルの見直し）、人的投資の拡充と労働市場改革、グローバル化のもとで経済成長を実現するためのマクロ経済政策の必要性を強調した。これらの目標と政策は、欧州における新自由主義の強まりを示すものであったが、それは英米型の新自由主義とは異なり、加盟国の文化的社会的多様性、共同決定を始めとする労働者の権利、貧困など社会的弱者に対する一定の配慮（社会政策）を含んでおり、また欧州型の大きな政府を前提する意味で、「埋め込まれた新自由主義」と呼ばれている。

このように1980年代に入って急速に進展した欧州統合は欧州財界の要求に沿った新自由主義的政策を盛り込んでいたが、欧州組合連盟(ETUC)を始めとする欧州労働組合は、当初からリスボンアジェンダを支持し、このアジェンダに沿った市場改革と市場統合の過程で労働組合の要求と労働者の権利が尊重されることに期待をかけ、欧州統合の階級的性格を的確に見抜いて批判することができなかった。その大きな理由は、米英型とは異なる「埋め込まれた新自由主義」のもとで、通貨・市場統合と労働者の諸権利、加盟諸国の主権、自然環境の維持、文化的社会的多様性他の目標が矛盾含みで併記されていること、とりわけ「社会的対話」（欧州機関、財界、労働組合の間の意見交換）を通じる労働組合の発言権が保障されることを期待したことであった。

しかし、リスボンアジェンダは、スタートして数年で、その破綻が明らかとなり、その成果と見通しは財界および労働組合双方の期待を完全に裏切るものであった。さらに、2007年春以来サブプライム問題を契機とした金融危機と世界不況が、欧州統合の矛盾（域内不均衡）を顕在化させ、ユーロシステムは深刻な危機に直面した。財界と欧州機関は、統合戦略の軌道修正が必要になり、2010年には次の10年に向けて「欧州2020：賢明、持続的、包含的な戦略」を打ち出した。この新しい「戦略」は、5つの目標（雇用改善、成長のための投資、CO2排出削減、就学率引き上げ、貧困家計の減少）と7つのイニシアティブ（イノベーション、教育、IT化、環境問題、持続的経済成長、労働市場改革、貧困問題の改善）を掲げ、さらに、欧州統合の継続的推進と経済成長維持・競争力確保のために「安定成長協定」の実効的实施を目指す「欧州ガバナンス」強化を打ち出している。

「欧州2020」は、リスボンアジェンダを継承し、「埋め込まれた新自由主義」の特徴を強めているが、その主たる狙いは「南」諸国への救済策と引き換えに、加盟国の主体的経済政策の余地を厳しく制限する「安定成長協定」を大幅に強化し、東欧圏をも巻き込んで、ドイツ主導の経済統合を継続することである。これに対して一部研究者や欧州労働組合研究所(ETUI)などは批判を強めているが、ETUC自体は明確な対抗戦略を打ち出すことができないままである。また、最近では銀行危機への対応策として、「銀行同盟」構想が浮上し、各国金融当局の銀行監督権限

を制限し、欧州中銀（ドイツ連銀）と欧州機関および IMF による欧州銀行の一元的な監督体制を構築する動きが進められている。

財界戦略にそった欧州統合の行詰り、金融・財政危機とその打開策の迷走、さらに欧州統合の理念を置き去りにした安定成長協定強化と銀行同盟への動きは、欧州統合への労働組合の評価と関与をめぐる複雑な課題を提起している。欧州労働組合は、財界戦略に沿った新自由主義的統合路線に代わる、加盟国の自主権尊重、雇用と労働者の権利擁護、欧州型社会モデルの刷新、自然環境保全、世界平和への積極的貢献などの目標と整合的な欧州統合の新しい構想を提示することを求められている。それは、欧州統合自体の総括的否定ではなく、欧州統合における新自由主義的路線と財界による政治プロセスへの過大な影響力の排除、欧州統治における民主主義、透明性、説明責任の強化である。

こうした課題に取り組むためには、「埋め込まれた新自由主義」への幻想を立ち切り、グローバル化時代の財界戦略としての新自由主義に対する原則的な批判を強め、国際的な連帯をめざし、欧州規模での大衆的動員力を発揮できる労働組合の運動を再構築することが必要である。欧州統合を国際平和の確保、世界的な貧困問題改善、環境・エネルギー政策の推進、人間にふさわしい雇用と労働者・市民の人権確保他の人類史的課題の解決に貢献するプロジェクトに転換するためには、労働組合の国際的に連帯した取り組みが不可欠である。このためには、「社会的対話」など欧州機関の懐柔的仕組みを通じて「上から与えられ」た発言権の確保を優先するのではなく、労働組合の運動面・理論面での刷新と、他の市民運動・社会運動との連帯を広げることを通じて、社会的・政治的影響力を強化することが必要である。そのためにも、欧州統合の歴史と現状について、とりわけ欧州政治における新自由主義の強まりについて、階級的視点に立った組合独自の分析と批判が必要である。

報告レジュメ

I 欧州統合の「戦略」とその階級的性格

ドロールプラン/通貨・市場統合からグローバル化戦略へ
単一欧州議定書

EMU

ドロールプランを推進した欧州財界の思惑

リスボン戦略——その目標と結果

リスボン戦略の破綻と「欧州 2020」戦略

5 つのゴール（曖昧で矛盾した目標）

7 つのイニシアティブ（欧州機関の権力強化）

Euro Plus Pact（ドイツ中心の欧州経済の再編・欧州型「帝国主義」）

リスボン戦略/「欧州 2020」戦略と EU 改革

財政「安定成長協定」の強化 政府の役割に対する制限強化

Excessive Deficit Procedure, Excessive Macroeconomic Imbalance Procedure

通貨統合から「銀行同盟」へ 欧州中銀（ドイツ金融界）への権力集中

II 欧州統合における二つの路線——社会民主主義（福祉国家）と新自由主義 欧州型社会モデルと「埋め込まれた新自由主義」

欧州統合における「社会的対話」/ 開かれた調整方式:矛盾と限界

欧州統合文書の二面性（欧州官僚のリップサービスと本音）

《 財界の要望を踏まえたグローバル化戦略 》

グローバル化、知識依存経済、競争力、「より多くの労働」、労働市場規制緩和
新自由主義的市場化・民営化論、持続的経済成長他

経済市場統合の推進に適合した欧州レベルの法整備

社会法の未整備、社会政策の個別加盟国への押し付け

《 加盟国・労働組合・NGO を意識した欧州型社会モデルへの配慮》

加盟国の協調維持、社会的統合性確保、不平等・貧困・失業問題改善

文化的多元性の尊重、共同決定を含む労働権の保障、人権・環境問題重視

III 欧州統合をめぐる欧州労働組合の対応

欧州官僚の「欧州型社会モデル」「開かれた調整方式」への一貫した期待

欧州機関の閉鎖性、不透明性に対する批判の欠如

欧州機関との同化（社会的対話）を通じる発言権の確保

リスボン戦略から欧州 2020 へと繋がる新自由主義路線の強まりを軽視

競争力、持続的成長、知識依存型社会など曖昧な目標を受け入れ

ドイツ企業を頂点とする欧州経済の階層的再編成に手を貸す

リスボン戦略の失敗/破綻した欧州統合路線への言説的批判（運動論的不作為）

「社会的次元」（＝社会政策）が軽視されていることを指摘

失業、貧困、不平等、環境問題の重要性を指摘

欧州 2020 への曖昧な批判

グローバル化に対応する競争力強化、労働市場改革に無批判

現在の金融・財政危機が新自由主義的統合路線の帰結であることを軽視
「欧州 2020」公開文案に対する消極的な意見表明

帰結＝政治的影響力と社会的動員力の衰弱
金融・財政危機の克服策をめぐるイニシアティブの喪失

IV グローバル化の中での労働運動の在り方
資本によるグローバル化への対応政策＝新自由主義をどう批判するか

労働組合の利害と社会政策における目標設定
経済政策をめぐる二つの座標軸
経済と社会、市場と政府、利潤（資本の論理）と社会的正当性、競争と連帯

経済の金融化/金融市場の投機市場化/金融危機
金融経済と実体経済の「二元論」を克服する必要性（理論武装）
金融制度改革から真の経済改革（⇔政治改革）へ（パラダイム転換）

経済危機とその対応策の失敗が浮き彫りにする資本主義の歴史的限界
「市場の失敗」（ケインジアン）か「資本の失敗」（マルクス経済学）か
危機への政府介入（銀行救済）と新自由主義の「大義」
資本主義の限界が招く政治危機と労働運動の使命

本報告に関連して以下の文献を参照してほしい。

高田太久吉「欧州経済統合の矛盾と金融・財政危機」『前衛』2012年3月号
----- 「欧州統合と多国籍企業のグローバル化戦略」『経済』2012年8月号
----- 「岐路にたつ欧州統合——社会的市場経済 vs 新自由主義——」『中小企業問題』2012年No.9(137号)

なお、欧州統合をめぐる欧州労働組合の対応についての批判的検討としては、
Bieler,A(2007) Co-optation or Resistance?: Trade Unions and Neoliberal Restructuring in Europe, *Capital & Class*(Autumn)
Storey,A(2008) The Ambiguity of Resistance: Opposition to Neoliberalism in Europe, *Capital & Class*, vol.96(Autumn)

Hyman,R(2009) Trade Unions and “Europe”: Are the Members out of Step? LEQS Paper(November)

----- (2011) Trade Unions, Lisbon and Europe 2020: From Dream to Nightmare, LEQS Paper(December)

リスボン戦略の破綻と欧州 2020 の問題点については、

Pochet,P(2010) What’s Wrong with EU2020? ETUI Policy Brief(Issue 2)

Magnusson,L(2010) After Lisbon—Social Europe at the Crossroads? ETUI Working Paper(January)

Barbier,J-C(2011) Changes in Political Discourse from the Lisbon Strategy to Europe 2020: Tracing the Fate of “Social Policy”, ETUI Working Paper(January)

Degryse.C. & P.Pochet(2011) Worrying Trends in the New European Governance, in *Social Development in the European Union.*